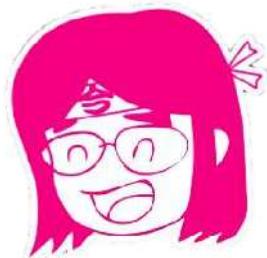


成年後見制度と意思決定支援

2023年12月5日(火)
2024年1月24日(水)



特定非営利活動法人
知多地域権利擁護支援センター
理事長 今井 友乃

成年後見制度について

1 平成12年4月からスタート

(1) 以前は「禁治産・準禁治産制度」がありました

- 「法律行為」はすべて否定
- 「何もできない人」とレッテルを

(2) 「判断能力の低下によって生じるさまざまな問題から身を守る制度」

- 「どんな障害を持っていても地域社会の中で自己決定を尊重しながら生きていくことを支える仕組み」

成年後見制度とは何？

判断能力が不十分なため、そのことによって不利益を被る恐れのある人を、不利益を被らないために、法律面や生活面で保護したり、支援する制度。（民法で規定されている） 本人のために生活支援や財産管理を行う。後見人は法的な権限を持つ

後見人の仕事と責任

後見人は、被後見人（後見を受ける人のこと）の身上監護に関する法律行為と財産管理を行う。また行った職務の内容を家庭裁判所に報告する。

2 分類

(1) 法定後見制度

- ・判断能力に欠けている人に対し利用される

① 補助…判断能力が不十分な方が対象

※日常生活はだいたい自分で困らずにできるが
少し不安がある人の支援

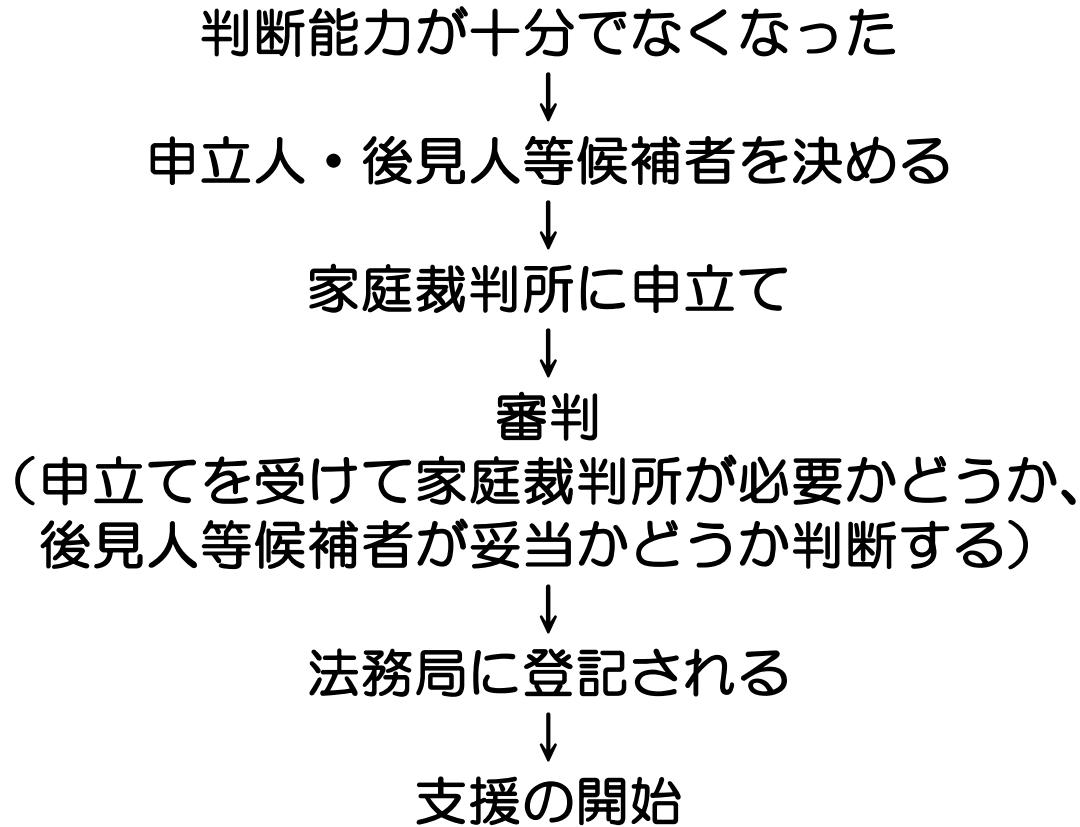
② 保佐…判断能力が著しく不十分な方が対象

※ふだんの買い物くらいはできるが、財産管理等を
一人で行うのは困難である人の支援

③ 後見…判断能力がほとんどない方が対象

※そもそも日常生活を送る上で、買い物をしたり、
福祉サービスの契約をしたりという「法律行為」の
意味がわからない人の支援

「利用の流れ」



- ・申立てのできる人

- ①本人
- ②配偶者
- ③4親等内の親族

(父母、子、兄弟姉妹、祖父母、おじおば、いとこ等)

- ④身よりのない人の場合→市町村長
- ⑤成年後見人、保佐人、補助人、未成年後見人
- ⑥成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人
- ⑦任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人
- ⑧検察官

- ・後見人等候補者になる人

基本的には、家庭裁判所が認めれば誰でもなる。

ただし、破産したことのある人・本人との間に金銭の問題
がある人等はなれないこともある。

最近では、親族よりも第三者（弁護士・司法書士・社会福祉士・
法人等）の後見人が選ばれる方が多い。が、今後は親族が
選ばれる数が増えてくると考えられる。

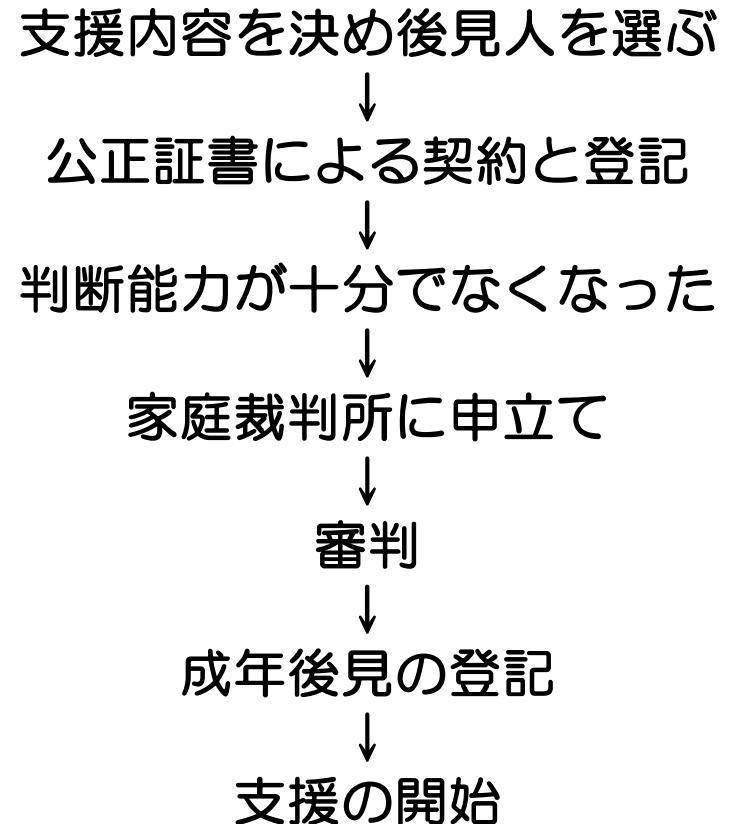
申立先

裁判所名	管轄
名古屋家庭裁判所 本庁	名古屋市、豊明市、日進市、清洲市、北名古屋市、春日井市、小牧市、瀬戸市尾張旭市、津島市、愛西市、弥富市、あま市、西春日井郡、愛知郡、海部郡、長久手市
名古屋家庭裁判所 一宮支部	一宮市、稲沢市、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽群
名古屋家庭裁判所 半田支部	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
名古屋家庭裁判所 岡崎支部	岡崎市、安城市、碧南市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市、豊田市、みよし市、額田郡
名古屋家庭裁判所 豊橋支部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、北設楽郡

(2) 任意後見制度

- ・今は大丈夫！将来のために・・・

「利用の流れ」



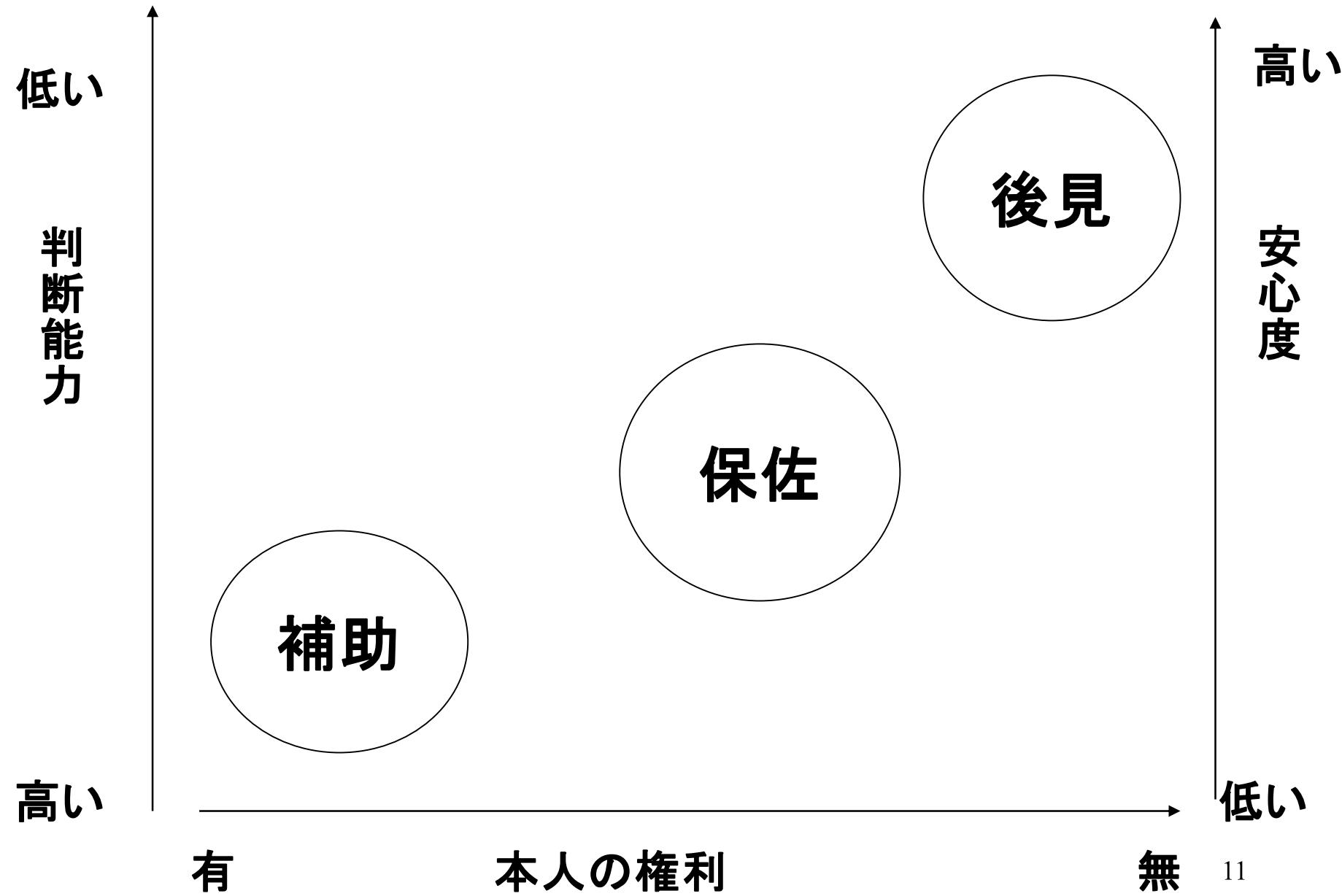
3 後見人の権限

- (1) 代理権…本人が本来行う法律行為を
本人に代わって行うことができる
- (2) 同意権…本人が行った法律行為について同意する
- (3) 取消権…本人が行った法律行為が、実は騙されているの
ではないか、損しているのではないかと思われる
とき、後見人等が同意権を行使していない
場合には、それを取り消すことができる

類型	代理権	同意権	取消権
補助	△	△	△
保佐	△	◎	◎
後見	◎	◎	◎

◎全面的に権利を持つ

△本人の同意が必要



	成年後見制度	日常生活自立支援事業
対象者	<p>認知症や精神・知的障がいで判断能力が低下している人 (判断能力に欠ける人も可) ※成人であれば年齢は問いません ※判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」類型に分けられます</p>	<p>認知症や精神・知的障がいで判断能力が不十分な人 (著しく低下している人は不可)</p>
サービスの提供者	<p>家庭裁判所により選任された人・法人 (親族、弁護士、後見センター等) ※類型により「後見人」「保佐人」「補助人」となります</p>	<p>社会福祉協議会(社協)と利用契約を結び、実施します</p>
実施する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳等財産の管理 ・金融機関から必要な出入金 ・必要な支払いの代行 ・施設入所等各種契約の代行 ・福祉サービスの利用支援 ・不必要的契約の取消し 等 <p>※後見人等は一定の法的権限を持ちます</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳等財産の管理 (日常的な金銭管理に限ります) ・金融機関から必要な出入金 ・必要な支払いの代行 ・福祉サービスの利用支援 等 <p>※社協に法的な権限はありません</p>
利用料	<p>本人の資産に応じて裁判所が決定します</p>	<p>活動1回あたり 1200円※生活保護受給中は無料です 書類等預り金 月250円</p>
利用申込方法	<p>家庭裁判所へ申込みます ※申込みに関して、判断能力の診断等を行いますので、数万円程度必要です ※申込みから決定まで数ヶ月必要</p>	<p>社会福祉協議会へ申込みます ※申込み費用は要りません ※申込みから決定まで1ヶ月程度必要</p>
どんな人が利用できるか(例)	<ul style="list-style-type: none"> ・入院しているが、認知症のため判断能力に問題があり、入院費の支払いができない →(後見人等が代わりに支払います) ・知的障がいがあり、度々悪質商法に騙され高額商品を購入してしまう →(後見人等が契約を取り消します) 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽い認知症があり、自宅での生活はできるものの度々通帳を紛失する →(社協が通帳の保管・生活費の管理を行います) ・福祉サービスの利用についてよくわからず、また利用料の支払いがうまくできない →(社協が利用援助します)

4 後見人のやるべきこと

(1) 財産管理…本人に属する財産の管理を目的とする行為

- ・預貯金の出し入れ
- ・地代家賃等の支払い・受領
- ・保険料・公共料金等の支払い
- ・不動産の売買
- ・賃貸借

(2) 身上監護…本人の生活や健康・医療に関する法律行為

- ・ホームヘルパーの派遣等をはじめとする、個々の生活に合った介護サービス・福祉サービス等、利用契約の締結
- ・それぞれの契約がきちんと履行されているかの見守り、介護保険の要介護認定や、障がい福祉サービス受給者証の申請・異議申立て等

5 後見人は誰にする…

(1) 親族後見

(2) 第三者後見

6 費用はどれくらいか

(1) 申立て費用

(2) 法定後見人の報酬

7 後見人の役目はいつまでか

(1) 被後見人死亡

(2) 後見人の辞任・解任

申立て手続きについて

1 申立必要書類

(1) 申立書類

- ① 申立書（後見、保佐、補助）
- ② 代理行為目録
- ③ 同意行為目録
- ④ 申立事情説明書
- ⑤ 親族関係図
- ⑥ 親族の意見書
- ⑦ 後見人等候補者事情説明書
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 本人収支表

(2) 添付書類(発行から3か月以内)

- ① 申立人…戸籍謄本（本人との関係がわかるもの）
- ② 本人…戸籍謄本、住民票又は戸籍の附票
登記されていないことの証明書
- ③ 候補者…住民票又は戸籍の附票
- ④ 診断書等(発行から3か月以内)
- ⑤ 本人情報シート写し

※本人の財産についての資料

- ① 不動産…全部事項証明書（登記簿謄本）
上記不動産の固定資産税評価証明書
- ② 預貯金…通帳・証書のコピー
- ③ 有価証券…証券（株式、出資金等）のコピー
- ④ 保険…各種保険契約の保険証券のコピー
- ⑤ 負債…本人が債務者等になっている負債について
具体的な内容を示す資料のコピー

※本人の収支についての資料

- ① 収入…年金証書・手当通知書等のコピー
- ② 支出…医療費や施設利用料の請求書・領収書等のコピー

2 市町村長申立てについて

(1) どんな場合に…

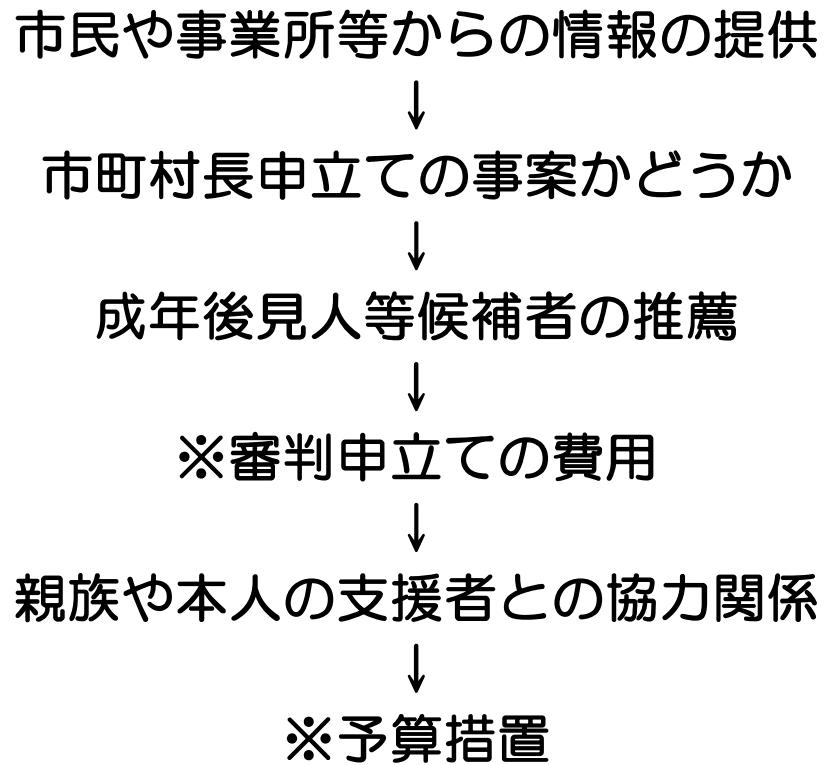
判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者について

「その福祉を図るために必要があると認めるととき」

(2) 根拠法

- ① 老人福祉法第32条
- ② 知的障害者福祉法第28条
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
第51条の11の2

(3) 一般的な市町村長申立ての流れ



※知多半島4市5町においては知多地域権利擁護支援センターの委託料に含まれている。

(4) 市町村の役割

親族調査

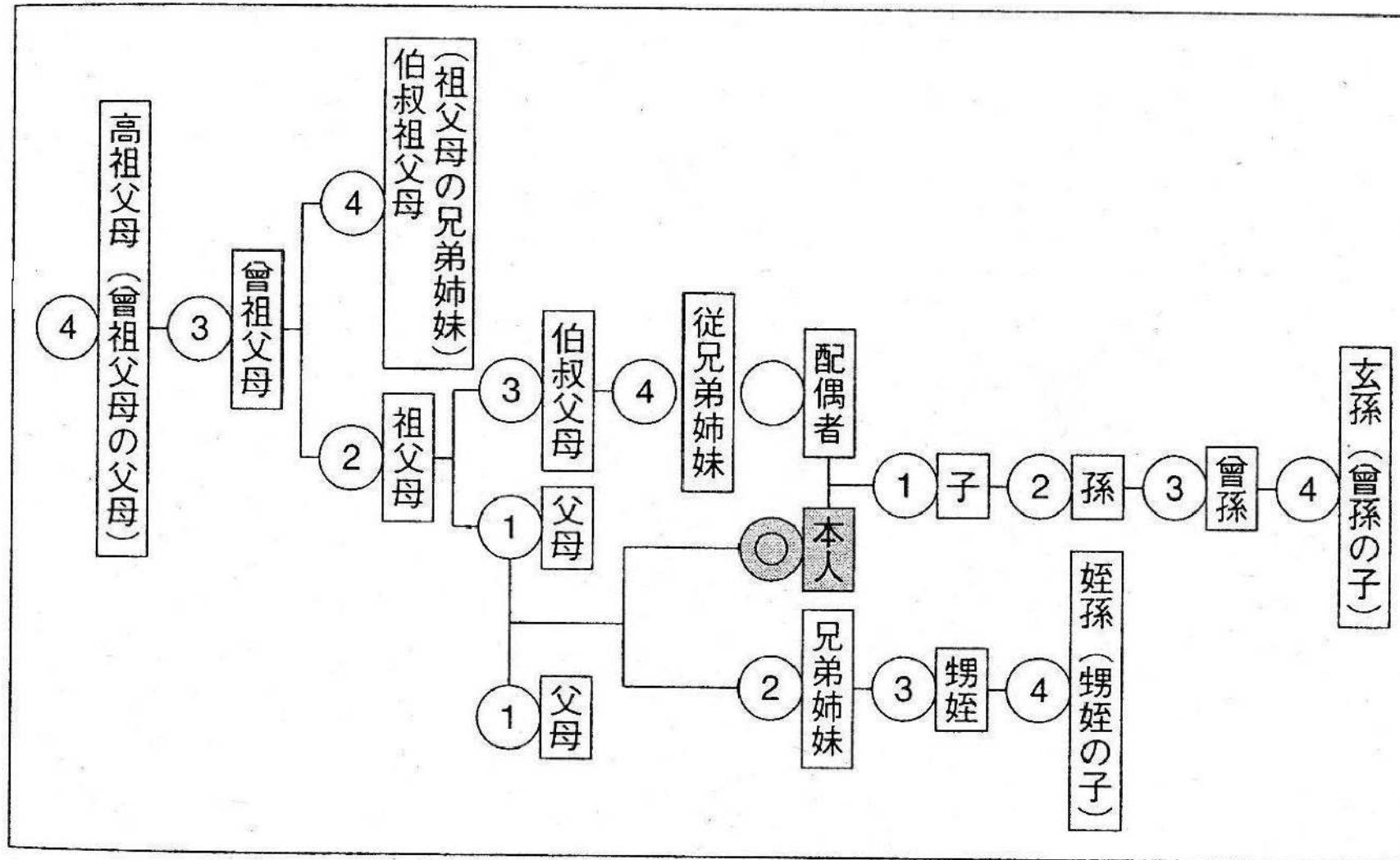
- ・成年後見関係事件の申立人に四親等内の親族が法定されている
- ・四親等内の親族がいるか
- ・四親等内の親族が申立てをするかの確認

※ 現在、厚生労働省の通達で二親等内の親族調査でいいとされている。

しかし、

申し立てをする気がない親族はいないのと同じ。
親族がいても、首長申し立ては可能。

【参考1 四親等内の親族】



成年後見制度利用の判断

- ・悪徳商法や消費者金融等の経済的被害受けているか疑いがある
- ・心身の虐待、経済虐待を受けている
- ・判断能力に問題があり契約行為が困難
- ・預貯金等財産管理に法律的支援が必要

成年後見制度利用についての心配事

- ・申立の支援は誰が？
- ・身寄りがない人は誰がお願いするの?
市長村長申立
- ・お金がない人は使えるの?
成年後見利用支援事業を活用
- ・誰が後見人になってくれるの?
弁護士、司法書士、社会福祉士、
市民後見人、法人後見等

実際に成年後見制度を利用するときに気を付けること

- ・判断能力の有無であり、身体的なことではない
- ・一度使うと辞めることはできない（正しくは、判断能力が戻ってきたら辞めることが可能）
- ・後見監督人が付くことがある。
- ・後見制度支援信託を利用しなくてはいけないことがある。
- ・誰に後見人をしてもらうかで、事情は異なる。
- ・使い始めるのに時間がかかる

法人後見の必要性と メリット

法人後見の必要性

- ・ 個人受任では、多くの必要性のある人に対応ができない

★専門職の限界

★市民後見人の限界

★障害者の場合 受任期間が長い

法人後見のメリット

- ・ 困難事例に複数で対応できる。（個人攻撃をかわすことができる）、対応が困難になった時担当を代えることができる。
- ・ 法人のため職員が辞めても対応可能（当センターは設立当初のメンバーは事務局長と非常勤1名のみ）
- ・ ノウハウが蓄積される。
- ・ 各自の得意分野を発揮できる。
- ・ 1人にかかる負担が、個人受任より軽い。
- ・ 非常勤職員を上手く活用できる。

（経費節減可能）

成年後見制度の国の動向

- ・成年後見制度利用促進法

平成28年4月5日成立、5月13日施行

→利用促進を図るために内閣府に「成年後見制度利用促進会議（議長・内閣総理大臣）」が設けられた。

- ・成年後見利用促進基本計画

平成29年3月24日 閣議決定

→計画策定について各都道府県知事宛てに通知がでた。

現在2期計画。

- ・商事法務研究会

成年後見制度の在り方に関する研究会

民法の改正に向けて

成年後見制度利用促進基本計画について

＜経緯＞

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

＜計画のポイント＞

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを感じできる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進基本計画の概要

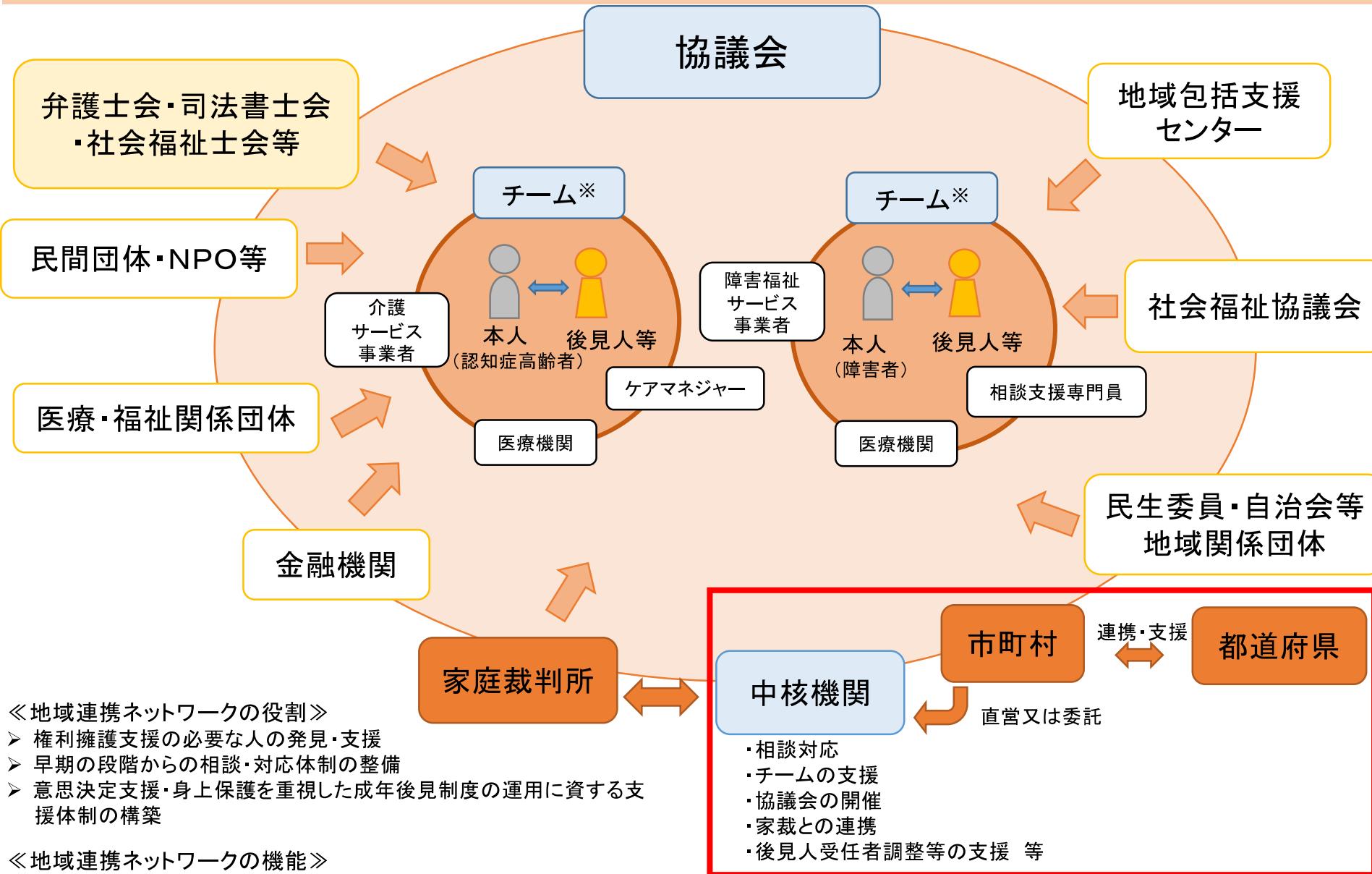
基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

- (1) 今後の施策の基本的な考え方
- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
 - ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
 - ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2) 今後の施策の目標
- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
 - ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
 - ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用する環境を整備する。
 - ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- (3) 施策の進捗状況の把握・評価等
- 基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

地域連携ネットワークのイメージ



『地域連携ネットワークの役割』

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

『地域連携ネットワークの機能』

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

中核機関

市町村

都道府県

直営又は委託

連携・支援

- ・相談対応
- ・チームの支援
- ・協議会の開催
- ・家裁との連携
- ・後見人受任者調整等の支援 等

地域連携ネットワークの基本的仕組み 「チーム」「協議会」「中核機関」

① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者、後見人が「チーム」として
かかわる体制づくり
⇒支援の必要な人を見逃さない。本人と社会との関係性を修復・回復。
本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、孤立を防止。

② 地域における「協議会」等の体制づくり

法律・福祉の専門職団体や関係機関が「チーム」を支援
⇒個別の協力活動(専門相談への対応等)
　　ケース会議の開催
　　多職種間での更なる連携強化策など、地域課題の検討・調整・解決
　　家庭裁判所との情報交換・調整等

③ 地域連携ネットワークの中核となる機関(「中核機関」)の設置

権利擁護支援の中核機関を設置
⇒様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、
　　地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウを蓄積。
【協議会の事務局など、地域の連携の要。家庭裁判所との窓口役】
⇒市町村の責任で設置(直営又は委託)

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

- 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講すべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
－個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るために、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

成年後見制度等の見直しに向けた検討

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査情報を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた開始

市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限を拡充
- 成年後見制度利用支援事業を見直し

総合的な権利擁護支援策の充実

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援等が、市町村の関与により確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援で、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの方向性と進め方

- 権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなつたとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。
- 各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）をつくっていく。

地域連携ネットワークづくりの方向性

「包括的」なネットワーク

- 権利擁護に関する様々な既存の仕組み（地域包括ケアや虐待防止など）や、地域共生社会実現に関する支援体制、地域福祉の推進などとの有機的な結びつきによる、多様な分野・主体との連携



地域連携ネットワークづくりの進め方

早期に取り組むこと

- 権利擁護支援に関する相談窓口、中核機関の明確化と周知
- 成年後見制度の周知などによる権利擁護支援の理解の促進



「多層的」なネットワーク

- 圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークづくり

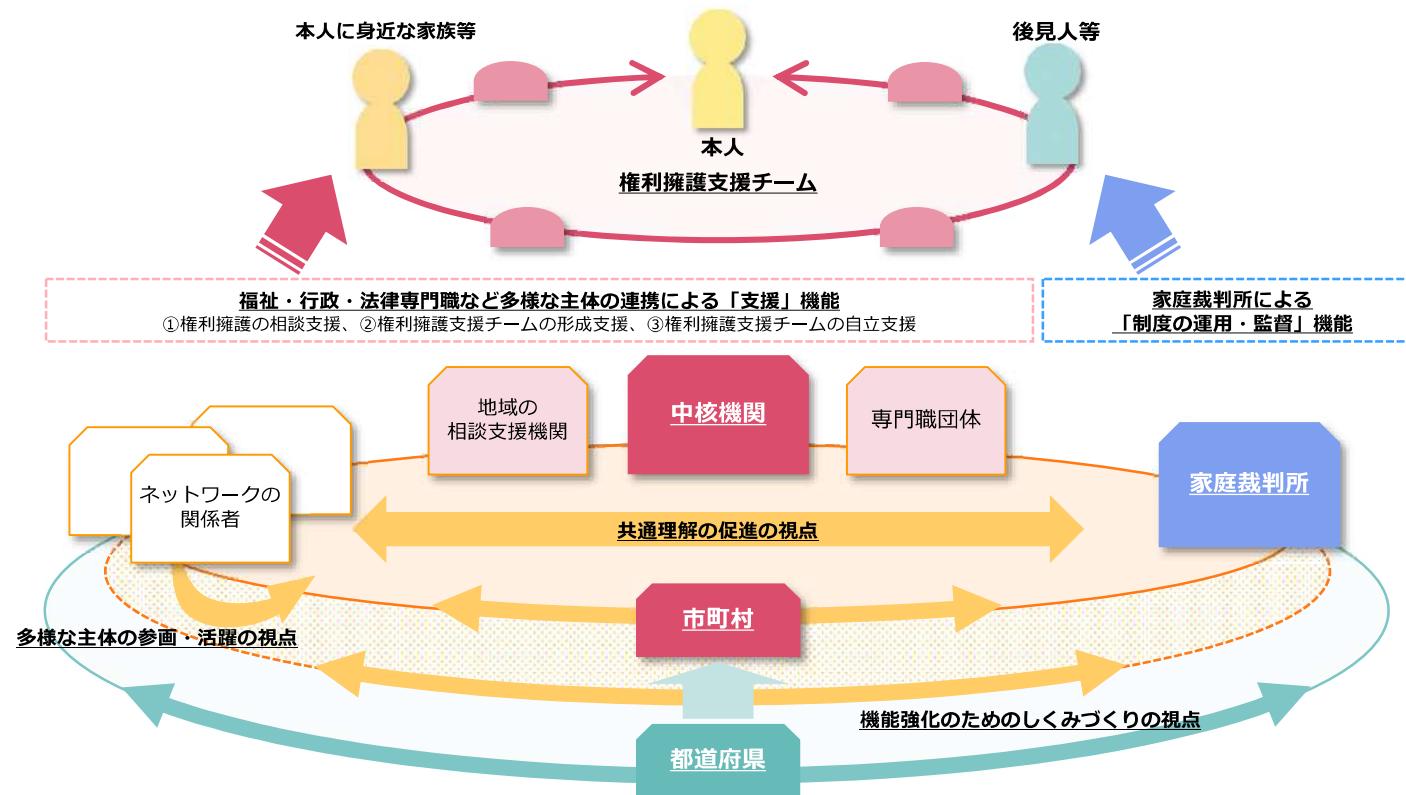
広報・相談の取組や中核機関の整備を既にしている場合

- 受任者調整や後見人選任後の支援に取り組む
- 市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県も主体的に取り組むことが重要

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

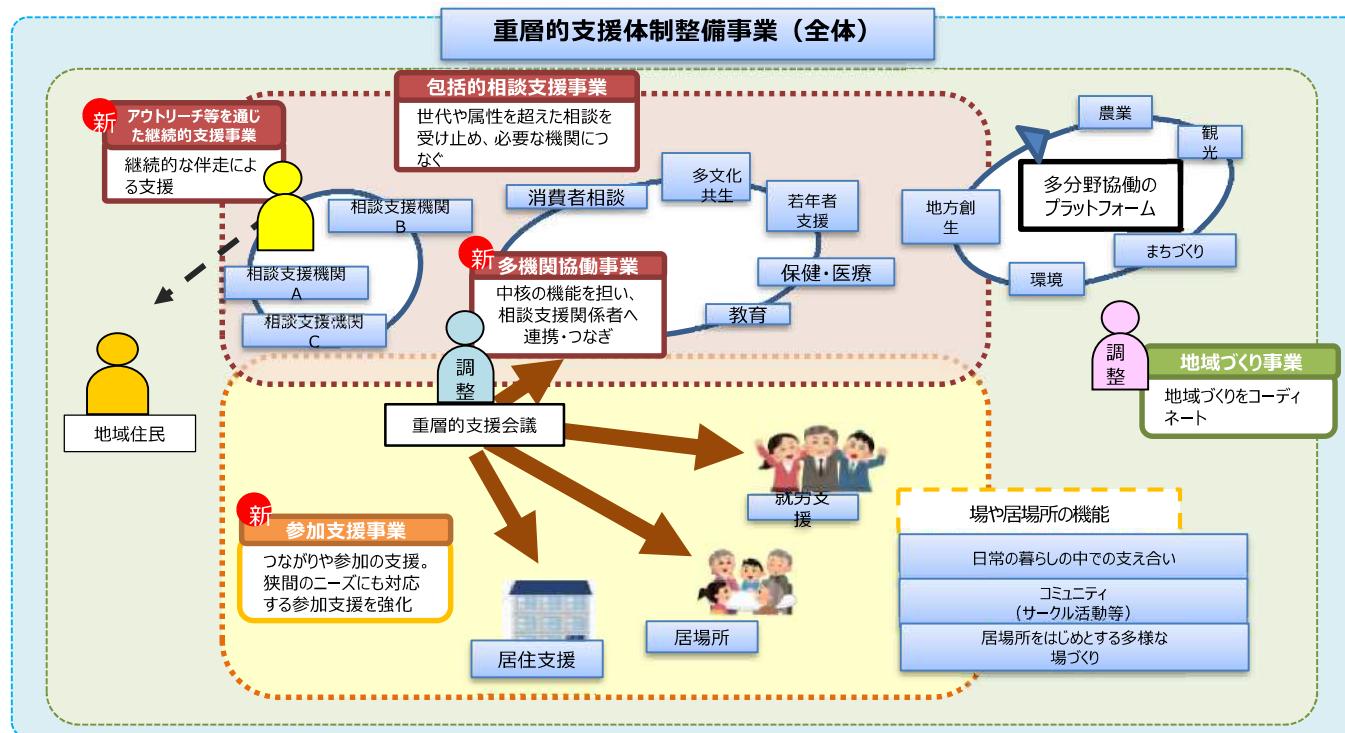
～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、**市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく**。



意思決定支援の意思決定支援厚生労働省ガイドライン

- ・ 意思決定が困難な人のためのSelf Advocacy 活動に関しては、意思決定支援ガイドラインが数種類、厚生労働省から公表されている。
- ・ 意思決定支援を踏 まえた後見事務のガ イドライン 2020年10月 Mix
・ 後見人向けのガイドラインである。
- ・ 身寄りがない人の 入院及び医療に係る意思決定が困難な人 への支援に関するガイドライン 2019年5月
(※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く、成年後見人むけガイドライン 医療同意権はない)
- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン 2007年(2019年3月改訂)
Shared
これは、医療関係者向けの意思決定支援ガイドラインである。
- ・ 認知症の人の日常生活と社会生活に関する意思決定支援ガイドライン 2018年6月 Shared
・ これは、認知症に関する全国民向けのガイドラインである。
- ・ 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて 2017年3月 MiX
・ これは知的障害者の施設従事者向けのガイドラインである。
- ・ 比較表 <https://www.mhlw.go.jp/content/000689414.pdf>

付録：意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について

2020年10月厚労省作成

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く）	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
1. 策定時期	平成29年3月	平成30年6月	平成19年 (平成30年3月改訂)	令和元年5月	令和2年10月	
2. 誰の（意思決定）支援か	障害者	認知症の人 (※認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。)	人生の最終段階を迎えた人	医療に係る意思決定が困難な人	成年被後見人等	
3. ガイドラインの趣旨（意思決定支援等の担い手を含む）	意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担当者を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資すること	認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの	人生の最終段階を迎えた本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すもの	本人の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう、Cガイドラインの考え方も踏まえ、医療機関としての対応を示すとともに、医療に係る意思決定の場面で、成年後見人等に期待される具体的な役割について整理するもの	成年後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行うことができるよう、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、成年後見人等に求められている役割の具体的なイメージ（通常行なうことが期待されること、行なうことが望ましいこと）を示すもの	各ガイドラインの趣旨は様々であるが、いずれのガイドラインにおいても、本人への支援は、本人の意思（自己決定）の尊重に基づいて行なう旨が基本的な考え方として掲げられている

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く）	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
4. ガイドラインが対象とする主な場面	<p>①日常生活における場面 ・食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等の基本的生活習慣に関する場面</p> <p>②社会生活における場面 ・自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場所を移す等の場面</p>	<p>①日常生活における場面 ・例えば、食事・入浴・被服の好み、外出、排せつ、整容などの基本的生活習慣や、日常提供されたプログラムへの参加を決める場合等</p> <p>②社会生活における場面 ・自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場所を移動する場合や、1人暮らしを選ぶか、どのようなケアサービスを選ぶか、自己の財産を処分する等</p>	<p>人生の最終段階における医療・ケアの場面 ・「人生の最終段階」には、がん末期のように予後が長くても2～3ヶ月と予測できる場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返して予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月～数年で死を迎える場合がある</p> <p>・どのような状態が「人生の最終段階」かは、本人の状態を踏まえて、医療・ケアチームの適切かつ妥当な判断による</p>	<p>医療に係る意思決定の場面 （※主に、本人の意思決定が困難な場合について記述）</p>	<p>本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面 ・例：①施設入所契約など本人の居所に関する重要な決定、②自宅や高額な資産の売却等、法的に重要な決定、③特定の親族に対する贈与・経済的援助など、直接的には本人のためとはいえない難しい支出をする場合等</p>	<p>A・Bのガイドラインは主に日常的な場面を、C・Dのガイドラインはより非日常的な場面を対象とするイメージ</p>
5. 意思決定支援等のプロセス等	<p>可能な限り本人が自ら意思決定できるよう、以下の枠組みで支援する。</p> <p>①意思決定支援責任者の配置 ②意思決定支援会議の開催 ③意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成 ④サービスの提供 ⑤モニタリングと評価・見直し</p>	<p>本人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることを目指すために以下のプロセスで支援する。</p> <p>①人的・物的環境の整備(本人と支援者の間関係性や意思決定支援の場所・時間等への配慮等) ②意思形成支援(適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援)、意思表明支援(意思を適切に表明・表出することへの支援)、意思実現支援(本人の意思を生活に反映することへの支援)。各プロセスで困難・疑問が生じた場合、チーム会議も併用・活用</p>	<p>本人意思が確認できる場合、次の手順によるものとする。</p> <p>①医療従事者からの適切な情報提供と説明 ②本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合い ③時間の経過や心身の状態の変化等に応じて本人の意思是変化しうるため、家族等も含めて繰り返し話し合うことが必要</p>	<p>本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定ができるように以下の活動を行う。</p> <p>①支援チームの編成、本人への趣旨説明とミーティングの準備等 ②本人を交えたミーティングの開催 ③本人の意思決定に沿った支援を展開</p>	<p>各ガイドラインにおける意思決定支援の要素・プロセスは様々であるが、本人が意思決定の主体であり、支援を行う前提としての環境整備、チーム支援、適切な情報提供等の要素は共通</p>	

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く)	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
6. (代理)代行決定(※)について ※本人による意思決定が困難な場合に、第三者が本人に代わって意思決定を行うこと	<p>①本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合、本人をよく知る関係者が集まって、根拠を明確にしながら本人の意思・選好を推定</p> <p>②本人の意思推定がどうしても困難な場合、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断</p>	<p>(※本人の意思決定能力に欠ける場合の代理代行決定はガイドラインの対象外)</p> <p>(※なお、本人の意思は、それが他者を害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される(「重大」か否かは、明確な不利益性・回復困難な重大性・発生の蓋然性の観点から判断))</p>	<p>本人意思が確認できない場合、次の手順により、医療・ケアチームの中で慎重に判断(いずれの場合も、本人にとって最善の方針をとることを基本とする)</p> <p>①家族等が本人意思を推定できる場合、その推定意思を尊重</p> <p>②家族等が本人意思を推定できない場合、本人にとって何が最善であるか家族等と十分話し合う</p> <p>③家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合も、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする</p>	<p>①意思決定支援を尽くしても意思決定・意思確認がどうしても困難な場合、意思推定に基づく代行決定を行う</p> <p>②意思推定する困難な場合や、本人の表明意思・推定意思を実現すると本人に見過ごすことができる重大な影響が生ずる場合には、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行う</p>	<p>・Bのガイドラインでは、「いわゆる代理代行決定のルールを示すものではない」旨明記</p> <p>・その他のガイドラインでは、本人意思が確認できない場合等における、本人意思を推定するプロセスや、最終手段として、本人にとっての最善の利益の観点からなされる代行決定等のプロセスについても記述</p>	
7. (意思決定支援等における)成年後見人等の役割・関与の在り方	<p>①サービス提供者は別の第三者として意見を述べ、多様な視点からの意思決定支援を進める</p> <p>②意思決定支援の結果と成年後見人等が担う身上配慮義務に基づく方針が齟齬しないよう、意思決定支援のプロセスに参加</p>	意思決定支援に当たり、本人の意思を踏まえて、家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者とともに チームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う	(記述なし)	<p>①契約の締結等(受診機会の確保・医療費の支払) ②身上保護(適切な医療サービスの確保) ③本人意思の尊重(本人が意思決定しやすい場の設定、チームの一員として意思決定の場に参加等)など</p> <p>(※成年後見人等の権限には、いわゆる医療同意権が含まれないことを明記)</p>	<p>①ミーティング主催者とともに、チームのメンバー選定・開催方法等も含めて、主体性を持つ闇戻</p> <p>②本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のベースに合わせた進行を主催者・参加者に促す</p>	<p>・後見人等について、A・Bのガイドラインでは主として他の関係者とともに意思決定支援のプロセスに関与することが求められているのに対し、Dのガイドラインでは医療等の場面で後見人等に期待される役割・行為が個別具体的に記載</p> <p>・Eのガイドラインは、主として後見人等向けに策定されるものであり、意思決定支援場面、代行決定場面それぞれの関わり方を詳細に記載</p>

そもそも 権利擁護とは

- 何らかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず（あるいは伝え方が弱いため）、その結果、社会日常的に不利益な立場にされている人を**支援**すること

権利擁護の要素

- ・自己決定の尊重

自分で決めることを支援する

- ・本人にとっての最善の利益の確保

本人にとって、いいように

決断できるように支援する

- ・本人と社会の関係性

社会の中で、不利益にならない

ように決定した時の状態が

理解できるように支援する

- ・自己決定の尊重

自分で決めることを支援する

- ・本来はやりたいことを決定するはず。
- ・自己決定したことが、周りから見ていいことだとは思えない。
- ・それでも、自己決定を尊重するのか？
- ・失敗するのみすみすほっておくのか？

- ・本人にとっての最善の利益の確保

本人にとって、いいように
決断できるように支援する

- ・本人が決定することが、本人にとって最善の利益になると考えるのがふつう。
- ・誘導になろうが、最善の利益になるように決断を支援する。
- ・何が、本人にとって、最善の利益か？

- ・本人と社会の関係性

社会の中で、不利益にならない
ように決定した時の状態が
理解できるように支援する

- ・社会の人間関係の中で生きていることを
理解してもらう。
- ・自分のやったことが社会にどのように影
響を与えるか、わかるようにする。

実践として大事にすること

成年後見制度は代行決定である。

後見類型は、本人の意思意向を全く無視して成り立つか？

成年後見制度のむちゃなところ

民法858条

本人の意思の尊重

本人の身上や生活に配慮する義務がある

わけわからん？？

誰が、後見人になるかによって、かなりな違いがあるのが現状

意思を確認するということ

私たちは、常に意思決定しているか？

どうでもいいことがいっぱいある。

相手に意思決定の強要をしていないか？

知多地域権利擁護支援センターが大事にしている事

- ・本人が中心の支援 本人にとってどうや 支援の中心は本人

知多地域権利擁護支援センターは素人の集団。

知多地域権利擁護支援センターの専門性とは

地域生活のプロ

私たちは何を支援すべきか？

財産を守る？人としての尊厳を護ること。

答えはない。本人と一緒に悩む、考える。

破たんとともに歩む。

見捨てない。支援は命ある限る続きます。

※ 本日の資料は一部厚労省資料、佐藤彰一先生の資料を引用しています。